

防整技第7396号
28.4.1

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

秘密に係る施設の建築工事、設備工事及び通信工事積算価格算定実施要
領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計
画官、地方協力局地方協力企画課長、地方協力局提供施設課長

秘密に係る施設の建築工事、設備工事及び通信工事 積算価格算定実施要領

第1 目的

本要領は、秘密に係る施設の建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）のうち、建築工事、設備工事及び通信工事の積算価格を算定するに当たって必要な事項を定め、業務の円滑かつ適切な執行を図ることを目的する。

第2 直接工事費

秘密に係る施設の建設工事を実施する上で必要な直接工事費は、実情勘案の上、歩掛りを増すことができるものとする。

第3 共通仮設費

秘密に係る施設の建設工事を実施する上で必要な共通仮設費は、実情勘案の上、別途加算することができるものとする。

第4 現場管理費

秘密に係る施設の建設工事を実施する上で必要な現場管理費は、実情勘案の上、別途加算することができるものとする。